

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年6月7日(火)午後3時から午後5時5分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター3階大ホール

3 出席委員

(1) 農業委員 (17名)

1番	椎名弘	委員	2番	滝田博司	委員
3番	伊藤明美	委員	4番	戸村光男	委員
5番	塚本一治	委員	6番	加瀬安男	委員
7番	大木正俊	委員	8番	土屋玲子	委員
9番	佐藤和	委員	10番	石橋慎司	委員
11番	玉澤幸雄	委員	12番	高品文敬	委員
13番	鈴木茂	委員	14番	布施陽子	委員
15番	佐藤郁太郎	委員	16番	布施行雄	委員
17番	小林須美子	委員			

(2) 農地利用最適化推進委員 (10名)

19番	太田孝夫	委員	20番	小林重紀	委員
21番	椎名正和	委員	23番	宇野恵三郎	委員
24番	金城ハル子	委員	25番	土屋功	委員
26番	関口孝男	委員	27番	寺本利幸	委員
28番	江波戸和男	委員			

4 欠席委員

(1) 農業委員 (0名)

(2) 農地利用最適化推進委員 (2名)

18番	林博之	委員	22番	平山敏之	委員
-----	-----	----	-----	------	----

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和4年度第3次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 令和4年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について (別冊)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 26件

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 3件

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 8件

議案第6号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価  
(案)について (別冊)

議案第7号 令和4年度最適化活動の目標の設定等 (案) について (別冊)

報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

(2) 利用権の中途解約に係る通知について 4件

その他

## 6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局) 事務局員3名

(市産業振興課) 職員2名

## 7 会議の概要

事務局 ただ今から令和4年6月農業委員会定例総会を開会いたします。

布施会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。  
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりまして、以降の議事進行は布施会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、9番佐藤和委員、10番石橋慎司委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「令和4年度第3次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る6月2日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

17番 農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る6月2日、午後2時20分より、市民ふれあいセンター3階大ホールにおいて、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和4年5月25日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和4年度第3次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われま。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。なお、本案には、金城ハル子委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、所有権移転関係の番号2番について、審議・採決いたします。金城ハル子委員は退席をお願いします。

(金城ハル子委員 退席)

議長 金城ハル子委員が退席しましたので、所有権移転関係の番号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の所有権移転関係の番号2番について、別冊議案書を御覧ください。

**【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の所有権移転関係の番号2番の内容を説明】**

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「令和4年度第3次農用地利用集積計画(案)について」、の所有権移転関係の番号2番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和4年度第3次農用地利用集積計画(案)について」、の所有権移転関係の番号2番について、採決に入ります。  
議案第1号の所有権移転関係の番号2番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

(金城ハル子委員 着席)

議 長 金城ハル子委員が着席しましたので、引き続き、議案第1号「令和4年度第3次農用地利用集積計画(案)について」、を議題といたします。  
所有権移転関係の番号2番を除き、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

**【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の所有権移転関係の番号2番を除き内容を説明】**

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和4年度第3次農用地利用集積計画(案)について」、所有権移転関係の番号2番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和4年度第3次農用地利用集積計画(案)について」、所有権移転関係の番号2番を除き、採決に入ります。  
議案第1号について、所有権移転関係の番号2番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「令和4年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る6月2日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

17番 本件につきましては、去る6月2日、午後2時20分より、市民ふれあいセンター3階大ホールにおいて、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、令和4年5月24日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和4年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われまます。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。なお、本案には、布施陽子委員、玉澤幸雄委員、高品文敬委員、寺本利幸委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、番号1番について、審議・採決いたします。布施陽子委員は、退席をお願いいたします。

(布施陽子委員 退席)

議 長 布施陽子委員が退席しましたので、番号1番について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第2号の番号1番について、別冊議案書を御覧ください。

**【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号1番の内容を説明】**

本件計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和4年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号1番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号の番号1番について、採決に入ります。  
議案第2号の番号1番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

(布施陽子委員 着席)

議 長 布施陽子委員が着席しましたので、次に、番号3番を議題といたします。  
玉澤幸雄委員は、退席をお願いします。

(玉澤幸雄委員 退席)

議 長 玉澤幸雄委員が退席しましたので、番号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の番号3番について、別冊議案書を御覧ください。

**【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号3番の内容を説明】**

本件計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和4年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定につ

いて」の番号3番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号の番号3番について、採決に入ります。  
議案第2号の番号3番について、原案のとおり決することに賛成の委員の  
挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

(玉澤幸雄委員 着席)

議 長 玉澤幸雄委員が着席しましたので、次に、番号4番、6番、7番を議題と  
いたします。高品文敬委員、寺本利幸委員は、退席をお願いします。

(高品文敬委員、寺本利幸委員 退席)

議 長 高品文敬委員、寺本利幸委員が退席しましたので、番号4番、6番、7番  
について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の番号4番、6番、7番について、別冊議案書を御  
覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号4番、6番、7番の  
内容を説明】

本件計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に  
関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和4年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定につ  
いて」の番号4番、6番、7番について、質疑を打ち切ることに御異議ござ  
いせんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号の番号4番、6番、7番について、採決に入ります。

議案第2号の番号4番、6番、7番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

(高品文敬委員、寺本利幸委員 着席)

議 長 高品文敬委員、寺本利幸委員が着席しましたので、引き続き、議案第2号「令和4年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。番号1番、3番、4番、6番、7番を除いて、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号1番、3番、4番、6番、7番を除き、内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和4年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号1番、3番、4番、6番、7番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号について、番号1番、3番、4番、6番、7番を除き、採決に入ります。

議案第2号について、番号1番、3番、4番、6番、7番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号の議案書を御覧ください。番号1番、19番、21番から23番、25番、26番は、所有権移転に関する件であります。番号2番から18番までと20番、24番、は、利用権設定に関する件であります。

**【議案第3号、番号1番から26番について議案書を基に朗読】**

番号1番から26番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

なお、番号4番から7番、9番から12番までと14番、15番、17番、18番は、議案第5号の番号2番から6番までの農地法第5条の規定による許可申請に付随する案件であるため、議案第5号の当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

14番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
ます。

1番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
ます。

12番 番号3番について、後継者は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
ます。

番号4番から7番の、譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずる  
おそれはないと思います。

番号8番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
ます。

番号9番から12番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思われま

す。番号13番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ

ます。番号14番と15番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思われ

ます。番号16番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ

ます。番号17番について、譲受人は、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思われ

ます。番号18番について、譲受人は、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思われ

13番 番号19番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ

ます。番号20番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ

5番 番号21番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ

2番 番号22番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ

3番 番号23番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ

ます。番号24番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ

8番 番号25番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ

6番 番号26番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号について、採決に入ります。  
議案第3号について、原案のとおり決すると共に、番号4番から7番、9番から12番、14番、15番、17番、18番については、知事の処分に併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の議案書を御覧ください。

**【議案第4号、番号1番から3番について議案書を基に朗読】**

番号1番について、農業用倉庫(1棟)用地として畑3,260㎡の内979㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、駐車場(5台)用地として畑262㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本件には始末書が添付されております。

番号3番について、牛舎用地として田4,635㎡、畑9,000㎡の合計13,635㎡に計画するものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本案件には始末書が添付されております。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

15番 番号1番について、申請地を農業用倉庫(1棟)用地として計画するものです。申請者は、水稻を中心に農業経営を行っており、近年耕作面積を拡大しております。現在使用している農業用倉庫が手狭であるため、今回新たに

申請地に農業用倉庫を建築する計画です。農地区分は農用区域内農地で原則転用不許可ですが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺への日照、排水等の影響はないと思ひます。

9 番 番号2番について、申請地を駐車場(5台)用地として計画するものです。申請者は、申請地の北側に居住し、事業としてトラックのクレーン先端に取り付けるアルミゴンドラの作成・設置やトラック荷台の溶接補修を行っており、これらの作業中のお客様の車両を預かっておく必要があることから、申請地をトラック等3台分の駐車場として、また、自家用車両2台分も申請地に駐車する計画です。農地区分については、第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思ひます。

6 番 番号3番について、申請地を牛舎用地として計画するものです。申請者は申請地東側にある牛舎等の施設にて酪農業を営んでおり、現在搾乳牛400頭程度を飼養してあります。今後、経営規模拡大を計画しており、申請地に牛舎1棟、搾乳舎1棟、汚水処理施設としてスラリータンク1棟を建築する計画です。農地区分については、農用区域内農地で原則転用不許可ですが、例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺への日照、排水等の影響はないと思ひます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号について、採決に入ります。  
議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号の議案書を御覧ください。

【議案第5号、番号1番から8番について議案書を基に朗読】

番号1番について、貸駐車場（3台）用地として田178㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、営農型太陽光発電設備用地として畑5筆合計45,495㎡の内108,253㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、営農型太陽光発電設備用地として畑5,000㎡の内0,653㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、営農型太陽光発電設備用地として畑2筆合計4,999㎡の内29,72㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番について、営農型太陽光発電設備用地として畑3,824㎡の内0,703㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的な問題ないと考えます。

番号6番について、営農型太陽光発電設備用地として畑1,240㎡の内3,66㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番について、農業用物置（1棟）用地として畑311㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本案件には始末書が添付されております。

番号8番について、貸資材置場用地として田600㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本案件には始末書が添付されております。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

10番 番号1番について、譲受人は、近隣居住者から駐車場利用の要望の多い申請地を、月極の貸駐車場3台用地として計画しております。なお、現在2名から駐車場利用の要望書が提出されております。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺への日照、排水等の影響はないと思います。

12番 番号2番について、譲受人は、申請地に営農型太陽光発電設備の設置を計

画しようとするものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

番号3番について、譲受人は、申請地に営農型太陽光発電設備の設置を計画しようとするものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

番号4番について、譲受人は、申請地に営農型太陽光発電設備の設置を計画しようとするものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

番号5番について、譲受人は、申請地に営農型太陽光発電設備の設置を計画しようとするものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

番号6番について、譲受人は、申請地に営農型太陽光発電設備の設置の継続を計画しようとするものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

5番 番号7番について、譲受人は、水稻約2.2haの農業経営をされており、農作業に使用する苗箱や肥料等の農業用資材を保管する場所が不足していることから、農業用物置（1棟）用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

6番 番号8番について、譲受人は、資材置場に転用後、自らが代表を務める水産加工会社へ貸し付けを行うものです。現在事業に使用するパレット約500枚について、工場や事務所の前に重ねた状態で保管しており、倒壊の危険性があることから、申請地にこれらを移動させ保管する計画です。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号について、採決に入ります。  
議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め  
ます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第6号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・  
評価(案)について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。  
ます。

事務局 【別冊議案書に基づいて令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の  
点検・評価(案)の内容を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第6号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)  
について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第6号「令和3年度の目標及びその達成に向  
けた活動の点検・評価(案)について」、採決に入ります。  
議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め  
ます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第7号「令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について」  
を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【別冊議案書に基づいて令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)の内容

を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第7号「令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第7号「令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について」、採決に入ります。

議案第7号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が1件、利用権の中途解約に係る通知が4件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。  
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 令和4年度第3次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 令和4年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定に  
ついて (別冊)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 26件

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について	3件
議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	8件
議案第6号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について	(別冊)
議案第7号 令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について	(別冊)
報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
(2)利用権の中途解約に係る通知について	4件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和4年6月7日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。